

富良野市お試し暮らし住宅実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、富良野市（以下「市」という。）に移住を検討している者を対象に、一定期間、市内の風土や日常生活の状況を実際に体験してもらうために貸付ける住宅を整備し、移住の推進及び人口の流入を促すことを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） お試し暮らし住宅 日常生活を営むための家具、電化製品など住宅備品を備え、手軽に富良野市での生活を体験できるよう市が貸付ける住宅
- （2） 移住検討者 富良野市に移住を検討している者のうち、市の移住相談ワンストップ窓口を通じて移住の検討を行っている者

（お試し暮らし住宅）

第3条 お試し暮らし住宅（以下、「住宅」という。）は、次表のとおりとする。

名称	住所	建設年	構造	面積	備考
布部住宅 1号	富良野市 字布部市街地	平成7年	木造	73.50㎡	旧教員住宅
布部住宅 2号	富良野市 字布部市街地	平成7年	木造	73.50㎡	旧教員住宅

（借用申請）

第4条 住宅の借受けを希望する移住検討者（以下「借受け者」という。）は、「富良野市お試し暮らし住宅借用申請書」（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（貸付け許可）

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、「富良野市お試し暮らし住宅貸付け許可書」（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

（契約）

第6条 許可書の交付を受けた借受け者は、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する契約を、別に定める「富良野市お試し暮らし住宅定期賃貸契約書」（様式第3号。以下「契約書」という。）により市長と締結し、住宅を借り受けるものとする。

2 前項の規定により契約を締結した場合は、法第38条第2項の規定により、契約の更新がないことを「富良野市お試し暮らし住宅定期賃貸契約についての説明」（様式第4号）により行うものとする。

(借用期間)

第7条 住宅の貸借期間は1ヶ月以上3ヶ月未満とし、前条に規定する契約書において定める。

2 希望する借用期間契約期間満了日が土日祝日(「富良野市の休日を定める条例」による休日を含む)の場合は、翌開庁日とする。

(住宅借用料)

第8条 住宅の借用料は、次表のとおりとする。

布部住宅1号

期間	金額	摘要
1ヶ月	51,000円	ただし、貸借期間に1ヶ月未満の端数があるときは1日の借用料(1,700円)×日数とし、30日は1ヶ月とする。

布部住宅2号

期間	金額	摘要
1ヶ月	51,000円	ただし、貸借期間に1ヶ月未満の端数があるときは1日の借用料(1,700円)×日数とし、30日は1ヶ月とする。

- 2 借受け者は前項の借用料を前納しなければならない。
- 3 第1項の借用料は、住宅借上料とし、その他生活必要な経費については、借受け者の負担とする。
- 4 第2項により納めた借用料は、これを還付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 前項の規定により借用料を還付する場合及び還付割合は、次に定めるところによる。
 - (1) 天災事変、借受け者又は親族の疾病、その他借受け者の責めに帰することが出来ない理由により借用できなくなった場合 既に納付した借用料から借用済期間分の料金を差し引いた差額の100分の100
 - (2) 市長が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合 既に納付した借用料から借用済期間分の料金を差し引いた差額の100分100
 - (3) その他止むを得ない事由により市長が特に認めた場合は、その都度還付割合を決定する。
- 6 第7条第2項による、延長期間は賃貸期間としてみなさないで、借用料を算定する。

(借受け者の遵守事項)

第9条 借受け者は、前条第1項による借用料を納めた後に、市長から当該施設の鍵を受取り、施設を借受けるものとする。この場合、借受け者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに市長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱に注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること及び備付けの備品を適切に取扱うこと。
- (3) 借受け者は、施設周りの除草や除雪を適宜行い、施設を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。

- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 借受け者は、住宅の借用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を市長に返却すること。
- (6) その他、施設の借用に関し市長が必要と認める事項

(制限される行為)

第10条 借受け者は、住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請、その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 転勤などの職務上の異動において住宅を利用すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 施設の全部又は一部を転貸又は権利を譲渡すること。
- (9) その他施設の借用にふさわしくない行為をすること。

(貸付の許可の取り消し)

第11条 市長は、借受け者に第9条及び前条の規定に違反する行為があったと認めるときは、第5条の規定による貸付け許可を取り消すことができる。

- 2 前項の規定に基づき貸付け許可を取り消したときは、第8条第2項により納めた借用料は、これを還付しない。

(明渡し)

第12条 借受け者は、借用期間が終了する日まで及び第11条の規定に基づき貸付け許可が解除された場合にあっては直ちに、住宅を明け渡さなければならない。

この場合において借受け者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状に回復しなければならない。

- 2 借受け者は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に市長に通知しなければならない。
- 3 市長は、第1項後段の規定に基づき借受け者が行う原状回復の内容及び方法について借受け者と協議するものとする。

(立入り)

第13条 市長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全、その他の住宅の管理上特に必要があるときは、借受け者の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができるものとする。

- 2 借受け者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第14条 借受け者は、故意又は過失により住宅及び設備を破壊、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項前段の規定による住宅又は整備若しくは備品等を破損、汚損及び滅失したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(事故免責)

第 15 条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、市はその責任を負わないものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 22 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 27 年 3 月 1 日から施行する。